お知らせ

灯油漏れにご注意ください!!

ホームタンクなどから漏れた灯油が排水や河川に流入すると、多くの生き物に悪影響を与える他、水道水や農業用水の利用ができなくなるなど住民生活に重大な影響を及ぼします。

流出してしまった灯油などの処理費用及び生じた損害賠償などは多額となり、その費用については流出した本人の負担となりますので、十分ご注意してください。

灯油の流出事故を防ぐため、次の点にご注意ください。

①油の移し替え中は絶対にその場を離れない
②燃料バルブなどの閉め忘れがないか確認する
③配管などの老朽化や損傷による油漏れはないか確認する
④ホームタンクに流出止めを設ける
⑤地上配管は落雪による損傷にも注意する

○**問合先**／住民課住民生活係
☎57－2111(内線347)

お知らせ

北新線の運賃改定について

いつも北新線をご利用いただきありがとうございます。

下記のとおり運賃の改定をいたします。

○**路線名**／北新線
○**実施日程**／平成 26 年 4 月 1 日
○**改定後の片道運賃（抜粋）**

初乗り	180 円
新篠津温泉～岩見沢駅	500 円
新篠津～大和ﾀｳﾝﾌﾟﾗｻﾞ	420 円
新篠津～上幌向駅	360 円

その他区間、不明な点はお問い合わせください。

○**問合先**／（有）新篠津交通
☎ 57 － 2575

お知らせ

特定疾患等患者の方々への見舞金制度について

○**見舞金**／月額3，500円
○**支給方法**／年2回（9月・3月）に対象月分をまとめて支給します。
○**対象者**／村に在住し、次の①～⑩のいずれかに該当する方
※ただし、社会福祉施設に入所している方、生活保護費を受給されている方は対象となりません。
①北海道の特定疾患治療研究事業の対象者として認められている方
②血友病の治療のために先天性代謝異常児医療給付の対象者として認められている方
③腎臓疾患による人工透析を受けている方
④ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業の対象者（肝炎治療特別促進事業を含む）として認められている方
⑤橋本病重症患者対策医療給付事業の対象者として認められている方
⑥小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者として認められている方
⑦先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者として認められている方
⑧特定疾患治療研究事業の対象である疾患を起因とする身体障害者手帳（1級）を所持している方
⑨呼吸器機能障がいにより身体障害者手帳（3級以上）を所持し、在宅酸素療法を行っている方
⑩身体障害者手帳（2級以上）と療育手帳（A判定）の両方を所持している重度障がい者
○**手続方法**／①更新の方＝既に見舞金の支給を受けている方は、受給者証などの更新を受けた場合は新しい受給者証を住民課福祉係へ提示し、確認を受けてください。②新規の方＝対象者であることを証明する受給者証、医療券または身体障害者手帳などと印鑑、振込口座の通帳を持参のうえ、住民課福祉係へ申請してください。
○**申請・問合先**／住民課福祉係☎57－2111（内線348・345）

月新水道企業団からのお知らせ

消費税率引上げによる水道料金の改定について

消費税率（国、地方）が、平成26年4月1日から8％（現行5％）に引上げとなります。

これに伴い、水道料金については、次のとおり消費税相当分の改定をお願いすることになりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【改定の内容】
○新税率適用日／平成26年4月1日から
○経過措置など／
平成26年4月1日時点で継続利用中の方の4月分料金は、旧税率(5％)を適用します。
※4月1日以降新規加入の方は新税率(8％)を適用します。

【家庭用料金の改定額】

現行（消費税５％を含む）	改定（消費税８％を含まない）
基本料金　１，６８０円（８トンまで）	基本料金　１，６００円（８トンまで）
超過料金　　２３０円（１トン超過ごと）	超過料金　　２２０円（１トン超過ごと）
合算した額が料金となります	合算額に消費税８％分を加算した額が料金となります

○**問合先**／月新水道企業団(月形町役場内)　☎53－2365

住宅用火災警報器を設置しましょう！